

中国地方社会保険医療協議会総会（第 16 回）

日時：平成 26 年 8 月 4 日（月）14:00～

会場：広島法務総合庁舎 12 階 共用第 1 会議室

○浅見（企画調整課長）

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。また、本庁舎のセキュリティ上の関係ではありますが、委員及び臨時委員の皆さんにはお集まりいただくことに大変なご不便をおかけいたしましたことを深くお詫びいたします。それでは、皆さまおそろいになりましたので、会議を始めさせていただきます。

ただいまから第 16 回中国地方社会保険医療協議会総会を開会いたします。

まず、本日の会議の成立についてご報告いたします。

本日の議題につきましては、岡山県内の保険医療機関の指定についての審議であることから、委員 20 名に、議事に関係のある臨時委員として、岡山部会所属の支払側、診療側、公益の臨時委員それぞれ 1 名を加えました計 23 名の皆さんに出席をお願いしました結果、本日は、診療側委員の森本委員、檜谷委員の 2 名がご欠席です。

従いまして、定数 23 名中 21 名の委員及び臨時委員のご出席により社会保険医療協議会令第 2 条第 2 項に定める定足数を満たしており本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は「公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる」との議事規則第 2 条第 1 項ただし書きの規定により、会長と事前に相談の上、会議を非公開としておりますことを併せてご報告申し上げます。

頭撮りにつきましては、ここまでとさせていただきますので、報道関係の方はご退室ください。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をいたします。お手元にダブルクリップで留めている資料がございます。

まず、「中国地方社会保険医療協議会総会（第 16 回）配布資料一覧」です。これは 1 枚のものです。次が本日の「議事次第」、「総会座席表」で、これらも 1 枚のものです。次に「中国地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員名簿」です。

次に、別にクリップで留めている資料が、本日の議題の資料です。

議題の資料として、最初に「保険医療機関の指定について（審議依頼）」、中国四国厚生局長より中国地方社会保険医療協議会会長あての通知です。次に「中国協議会 総-1-1」として「保険医療機関の指定について」、「中国協議会 総-1-2」として「保険医療機関の指定について（参考 1）」、「中国協議会 総-1-3」として「保険医療機関の指定について（参考 2）」を、最後に参考資料として「関係法令・通知集」をお付けしております。

なお、お配りした資料のうち、議題「保険医療機関の指定について」に係る資料一式につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
続きまして、開会にあたり、中国四国厚生局長の熊本よりご挨拶を申し上げます。

○熊本（厚生局長）

中国四国厚生局長の熊本です。開会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。
会長をはじめ、委員の皆さまには第16回総会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより厚生労働行政、特に医療保険行政にそれぞれのお立場からの格別のご尽力、ご支援をいただきておりますことを併せて厚く感謝申し上げます。
さて、本日は、岡山県内におきまして社会保険医療協議会でご審議を賜らなければならぬ案件が発生いたしましたため、委員の皆さまには暑い中、また大変お忙しいところ恐縮ではありますが、ご参集を願ったところであります。急なお願いにもかかわらず、多数ご出席いただき深く感謝申し上げます。なお、この会場のセキュリティが若干厳しいこと也有って、ご不便をおかけしたと思いますが、ご容赦のほど、併せてお願ひ申し上げます。

本日の議題は、先ほど資料をご確認いただいたように1件で、議題としては、岡山県内の保険医療機関の指定についてご審議をいただく予定でございますので、委員の皆さまにおかれましては、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

○浅見（企画調整課長）

それでは議事に移らせていただきたいと思いますが、ここからは田邊会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

○田邊会長

議事に入らせていただく前に、議事録署名人として私のほかに2名必要ですので、僭越ながら、私のほうで支払側委員から斎藤委員を、診療側委員から松山委員を指名させていただきたいと思います。

お二人には後日、事務局から連絡させていただきますので、ご確認の上、署名・捺印をお願いします。

【議題】保険医療機関の指定について（岡山）

※議題については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第7条第3項の規定に基づき、議事要旨を公開する。

＜議事要旨＞

議題として、保険医療機関の指定について、委員18名及び議事に関係のある臨時委員3名の計21名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、21名全員の賛成により、保険医療機関の指定申請について、保険医療機関の指定をしないことができる旨を定めた健康保険法第65条第3項第6号に該当するとされ、保険医療機関の指定をすべきでないものと議決された。

○田邊会長

次回の日程等について事務局から説明がありましたら、よろしくお願ひします。

○浅見（企画調整課長）

次回の総会の時期が近づきましたら、委員の皆さまと日程を調整の上、ご案内させていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、本日の会議は非公開で開催しましたので、誠に恐れいりますが、議題「保険医療機関の指定について」に係る資料一式については、その場にお残しいただきますよう、お願ひいたします。

また、後日委員等の皆さまには議事録及び議事要旨の原案をお送りいたしますので、内容確認のご協力をお願ひします。事務局からは以上です。

○田邊会長

それでは、本日の総会はこれにて閉会いたします。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

（終了）